

山口県学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準

私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校又は各種学校（以下「私立学校等」という。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「法」という。）第 64 条第 4 項の法人を含む。以下「法人」という。）の寄附行為及び寄附行為の変更の認可については、法、法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）、法施行細則（平成 13 年山口県規則第 107 号）によるほか、この審査基準に定めるところによる。

第 1 法人の寄附行為を認可する場合

私立学校等を設置する法人の設立に係る寄附行為の認可については、次の基準により審査する。

1 校（園）地並びに施設及び設備について

- (1) 私立学校等の校（園）地並びに施設及び設備は、教育上支障のないよう整備されるとともに、私立学校等の種別に応じ、それぞれ、幼稚園設置基準（昭和 31 年文部省令第 32 号）、小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）、中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）、高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）、専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）、各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）に適合していること。
- (2) 校（園）地は、申請時において、申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。第 1 の 1 の（5）を除き、以下同じ。）であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、借用を認めるものとする。
 - ① 20 年以上の長期にわたり安定して使用できる保証があるもの
 - ② 20 年以上の長期にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、設置する私立学校等の教育上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められるもの
- (3) 校（園）舎その他必要な施設（以下「施設」という。）は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、借用を認めるものとする。
 - ① 20 年以上の長期にわたり安定して使用できる保証があるもの
 - ② 20 年以上の長期にわたり使用できる保証を得ることが困難な特別な事情があり、かつ、設置する私立学校等の教育上の目的を達成する上でやむを得ない理由があると認められるもの
- (4) 校（園）舎は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する新耐震基準（建築基準法の改正施行（昭和 56 年 6 月 1 日）により規定された建築物の耐震基準）施行後に建築された建物であること、又は新耐震基準施行前の建物であって、耐震診断等を実施しており、新耐震基準を満たしていることが証明できる建物であること。

- (5) 設備は、申請者の自己所有であり、かつ、負担付きでないこと。ただし、借用とすることにつき教育上支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (6) 校（園）地は、開設時までには教育上支障のないよう整備されること。
- (7) 施設及び設備を段階的に年次計画で整備するときは、私立学校等の教育上支障のない年次計画により整備されること。
- (8) 施設及び設備の整備に要する経費は、私立学校等の教育上の必要に応じた十分な額が計上されていること。
- (9) 校（園）地並びに施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。
- (10) 入学（園）を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。
- (11) 設置経費に対して国、地方公共団体等からの補助金等の交付が予定され、申請時までには、当該事実を確認できる場合は、（9）の適用については、既に収納されている寄附金とみなすことができること。

2 経営に必要な財産について

- (1) 私立学校等の経営に要する経費（以下「経常経費」という。）は、私立学校等の教育上の必要に応じた十分な額が計上されていること。
- (2) 経常経費の財源は、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。この場合において、1の（10）及び（11）を準用すること。
- (3) 上記（2）に加えて、幼稚園の運用財産については、開設年度の経常経費に相当する額の3/12の資金を現金及び預金で保有していること。
- (4) 開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、生徒（園児）納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。

3 役員等について

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）は、法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、法人の役員としてふさわしい社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者であること。
- (2) 役員は、他の法人の役員を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員は、法人の設立後速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (5) 法人の事務を処理するため、設置する私立学校等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていること。

- (6) 法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であり、また、役員
の配偶者又は親族等に偏っていないこと。
- (7) 管理運営上必要な諸規程の整備を含め、私立学校等を設置する法人にふさわしい
管理運営体制が整えられていること。

4 既設幼稚園の設置者を法人に変更する場合に係る審査の特例

旧設置者の負債のうち、幼稚園の園地並びに施設及び設備の充実のために要したこ
とが明確であり、かつ、適正な返済計画があり当事者間で合意されているものについ
ては、負債の引受を認めるものとし、この負債については、1の(2)及び(3)の規
定にかかわらず、園地、施設に抵当権が設定されていても差し支えないものとするこ
と。

第2 法人が私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

法人が新たに私立学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、
次の基準により審査する。

1 校(園)地並びに施設及び設備について

- (1) 設置経費の財源は、申請時において、当該設置経費に相当する額の寄附金その他
法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることとし、当
該財源の取扱いについては、第1の1の(10)及び(11)を準用すること。ただし、
次の全ての要件を満たす場合に限り、借入金を充てることができるものとし、この
負債については、第1の1の(2)及び(3)の規定にかかわらず、校(園)地、施
設に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

- ① 日本私立学校振興・共済事業団及び銀行その他確実な金融機関が貸し付けるも
の
- ② 当該借入金の額が当該設置経費の2分の1以内であるもの

- (2) 校(園)地並びに施設及び設備に係るその他の事項については、第1の1((10)
及び(11)を除く。)を準用すること。

2 経営に必要な財産について

- (1) 経常経費の財源は、申請時において、開設年度の経常経費に相当する額の寄附金
その他法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していることと
し、当該財源の取扱いについては、第1の1の(10)及び(11)を準用すること。
- (2) 経営に必要な財産に係るその他の事項については、第1の2((2)及び(3)を
除く。)を準用すること。

3 役員等について

役員等については、第1の3を準用すること。

4 既設の私立学校等について

- (1) 既設の私立学校等に在籍する生徒（園児）の数が、収容定員を著しく超過していないこと。
- (2) 既設の私立学校等のうち、完成年度を超えていないものがある場合、当該未完成の私立学校等の設置に係る認可の際の設置計画が確実に履行されていること。
- (3) 既設の私立学校等のための負債について、償還が適正に行われ、かつ、適正な償還計画が確立されていることとし、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① 申請年度の前年度末日における総資産額に対する前受金を除く負債総額の割合が原則として25%以下であること
 - ② 既設の私立学校等のための負債に係る償還計画において、申請年度の前々年度から完成年度までの各年度の償還額が当該年度の事業活動収入の原則として20%以下であること
- (4) 既設の私立学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。例えば、次の事項に留意するものとする。
 - ① 法令の規定、法令の規定による処分及び寄附行為に基づいて適正に管理運営されていること。特に、法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行状況
 - ② 役員若しくは教職員の間又はこれらの間における訴訟その他の紛争の有無
 - ③ 借入金の償還（利息、延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（私立学校教職員共済制度の掛金を含む。）の納付の状況

第3 法人が私立学校等の課程、学科、専攻科又は別科（以下「課程等」という。）を設置する場合に係る寄附行為の変更を認可する場合

法人が私立学校等の課程等を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、第2に準じて審査する。ただし、収容定員の増加を伴わない場合についてはこの限りではない。

附 則

この基準は、令和3年11月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。